

平成 27 年 1 月 1 日、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、新たな医療費助成制度が始まった。(同法第 5 条、第 1 項)

(1) 医療費助成の対象疾病を大幅に拡大

2 月 18 日、国指定の対象疾病（指定難病）が 56 から 127 疾病に拡大された。
(病名等は省略)

(2) 患者の負担が軽減

医療費の自己負担割合が 3 割から 2 割になる。

所得に応じ、自己負担する限度額も変る。

新たな制度の内容、申請に必要な書類などについては、都道府県の保健政策部疾病対策課または市区町村の福祉部障害福祉課に問い合わせしてほしい。

(3) 指定難病に 306 疾患

医療費助成の対象となる指定難病の検討を行う厚労省の専門家委員会は 3 月 19 日、新たに 196 疾患を了承した。正式決定を経て、7 月から助成を開始する。

今年 1 月の難病医療法施行に伴い、先行実施している 110 疾患と合わせ、306 疾患が出そろった。新制度では、助成対象が従来の約 78 万人から約 150 万人に拡大するが、世帯収入などに応じて原則、月 2500 円～3 万円を限度とする自己負担がある。軽症患者は対象外となる。

厚労省は今回選ばれなかった疾患について今秋以降、情報収集を再開し、来年度に同委員会で指定難病への追加を検討するという。(2015/03/20 厚労省HPから)